

授業料に関するQ&A

授業料に関するQ&A

Q：口座振替日のお知らせのハガキが届きません。

A：2019年度授業料より、経費節減等のため、お知らせのハガキは郵送しないこととなりました。振替日については「授業料の納付について（令和7年度）」でご確認ください。

Q：授業料の納付はいつまででしょうか。

A：納付期限内となります。（免除申請者以外...前期－4月30日、後期－10月31日）

Q：授業料の納付方法はどのような種類がありますか。

A：以下の3つの方法があります。原則として口座振替による入金をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

大学の指定日に口座振替（引落）

最寄りの金融機関からのお振込み（振込手数料はご負担ください）

納付窓口での現金によるお支払い

Q：口座振替日はいつですか。

A：R7年度は以下のとおりです。口座振替日は原則27日ですが、土日祝日の場合は翌営業日となります。

在学生 ... 前期：4月28日、後期10月27日

新入生 ... 前期：5月27日、後期10月27日

なお、授業料免除申請者の口座振替日は、免除結果通知に記載します。

（結果が出るまでは引落を行いません。）

Q：口座振替日に引落されていませんでした。

A：原則として口座振替は各期1回のみになりますので、最寄りの金融機関からのお振込み又は納付窓口にて現金によりお支払いください。なお、お振込みの場合は振込手数料のご負担をお願いしております。

Q：口座振替はどのような手続きが必要ですか。

A：WEBでの申し込みをお願いいたします。

（一部対象外の金融機関を除くすべての金融機関でWEBでの申込みが可能です）

WEBでのお申し込みが行えない場合は、お手数ですが財務課出納係(0985-58-7122)へお問い合わせください

申し込み時期により口座振替に間に合わない場合がありますので、ご注意ください。

Q：口座振替の口座を忘れてしまいました。

A：財務課出納係（0985-58-7122）へお問い合わせください。

Q：授業料を納付しなかった場合、どのようになりますか。

A：5月中旬及び11月中旬に学内掲示により督促を行います。その後も納付がない場合は、学資負担者（主に保護者等）に対して文書により督促を行います。
なお、納付されない場合は、学務規則により除籍となり、学生の身分を失うことになります。

Q：納付期限後に納付依頼書（督促状）が届きました。

いつまでにお支払いすればよいですか。

A：納付依頼書には既に納付期限を経過しておりますので期限を設けておりません。
可能な限り速やかにお支払いください。

Q：誤って口座振替と銀行振込の2回支払ってしまいました。

A：二重にお支払いされた場合、返金の手続きを行いますので、速やかに財務課出納係（0985-58-7122）へご連絡ください。なお、返還振込手数料は負担していただきますので、予めご了承ください。

○以下は、二重払いとなる具体的な事例ですので、お支払いの際はご注意ください。

- 1.口座振替手续をしているにも関わらず、本学の口座へ振り込んでしまった。
- 2.振替口座を別口座と勘違いし、振替されていないと思い、本学の口座へ振り込んでしまった。

Q：大学内で大学院へ進学します。口座振替の申請を改めてする必要がありますか。

A：口座情報に変更がなければ、入学手続き時に「授業料振替口座引継申出書」を提出されれば、口座振替の引継ができます。